

武雄市市民課番号札広告掲載募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武雄市広告掲載実施要綱(平成18年告示第238号)に基づき実施する市民課番号札への広告掲載募集について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載媒体)

第2条 この要領において募集を行う広告掲載媒体は、市民課窓口申請や届出に訪れた市民等に手渡す番号札(以下「番号札」という。)とする。

2 番号札の規格は、次のとおりとする。

(1) 用紙サイズは、A版6号を基本とする。

(2) 作成した番号札は、耐久性保持のためラミネートフィルムで加工する。

3 広告の掲載位置は、番号札の両面余白とする。

(広告の掲載内容)

第4条 掲載することができる広告の内容は、次のとおりとする。

(1) 店舗、企業等の名称

(2) 連絡先

(3) その他市長が認めるもの

(広告主の決定方法)

第5条 市長は、インターネットによるオークション方式により、最も高い金額を入力された者を広告の掲載参加資格者として決定し、掲載参加資格決定通知書(様式第1号)により通知するものとする。

2 広告の掲載参加資格者は、市民課番号札広告掲載申込書(様式第2号)を提出し、掲載内容の審査を受けるものとする。

3 市長は、前項の審査により適当と認められた場合、申込者に対し、広告掲載決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、6月間とする。

(広告掲載料の納付)

第7条 広告主は、広告主として決定した場合、広告掲載料を納付期限までに市長へ支払うものとする。

(広告主の責務)

第8条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任負担において解決することとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、広告主と協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年3月3日から施行する。